

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)新岩屋・新尻労
風力発電事業 環境影響評価書」に係る確定通知について

令和5年7月26日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業 環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた株式会社ユーラスエナジーホールディングスは、同条第2項の規定に基づき、青森県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成26年12月5日
環境大臣意見受理	平成27年2月19日
経済産業大臣意見発出	平成27年2月27日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年8月1日
住民意見の概要等受理	平成28年10月5日
青森県知事意見受理	平成29年1月5日
経済産業大臣勧告発出	平成29年1月25日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和2年4月16日
住民意見の概要等受理	令和2年6月16日
青森県知事意見受理	令和2年9月30日
環境大臣意見受理	令和2年10月12日
経済産業大臣勧告発出	令和3年1月8日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和5年6月27日
環境影響評価書確定通知	令和5年7月26日

問い合わせ先：電力安全課 一ノ宮、伊藤

電話03-3501-1742(直通)